

<資金援助の具体例>

1. 民間の財団から公募による助成金150万円を受給する。用途は定められていない。
可否) ②に該当するので受給可能。
ただし、配分元及び受入研究機関が、研究費として受給し機関での管理を義務付けているか要確認
2. 民間の財団から公募による海外留学支援で助成金100万円を受給する。海外渡航に関わる経費であり、滞在費も含まれている。
可否) ②に該当するので受給可能。
3. 民間企業からの申出で研究費として80万円を受給する。
可否) ③の2)として機関管理するのであれば受給可能。
4. 民間の財団から公募による助成金100万円を受給する。ただし、配分元が本人への支払いしか認めていない。
可否) ②に該当するので受給可能。
5. 民間の財団から公募による助成金100万円を受給する。ただし、受入研究機関から研究費の管理はできないと言われた。
可否) ②に該当するので受給可能。ただし助成元に個人管理で問題ないかを要確認。
6. AMEDの補助金250万円を分担者として受給する。
可否) ②に該当するので受給可能。
ただし、配分元および受入研究機関に研究費の機関管理の有無を要確認。
7. 地方公共団体から助成金50万円を研究費として受給する。
可否) ②に該当するので受給可能。
ただし、ただし、配分元および受入研究機関に研究費の機関管理の有無を要確認。
8. 受入研究機関(大学)の学内奨学金(学内基金)で生活費として10万円を受給する。用途は定められていない。
可否) ①に該当するので受給可能。
9. 受入研究機関(大学)の学内援助(文科省補助金)で論文の掲載料や校正料として3万円を受給する。
可否) ③に該当するので、論文の掲載料や校正料の実費相当であれば受給可能。
10. 受入研究機関(大学)の学内援助(学内基金)で学会参加費5,000円を立替払いで受給する。
可否) ③に該当するので受給可能。
11. 受入研究機関(大学)の学内援助(学内基金)で国際学会参加に関わる経費として20万円を受給する。
可否) ③に該当するので、海外旅費等として実費相当分であれば受給可能。
12. 受入研究機関(大学)の海外留学支援(文科省補助金)で助成金50万円を受給する。海外留学に関わる経費であり、滞在費も含まれている。
可否) ③に該当するので、海外旅費等の実費相当分であれば受給可能。
13. 共同研究者との打合わせの旅費を先方の研究費から出してもらう。
可否) ③に該当するので、実費相当分であれば受給可能。
14. 受入研究機関(大学)から生活費にも使用できる資金援助(学内基金)を受けたが、研究を目的とする旅費にのみ支出しないが受け取れるか。
可否) ③に該当するので受給可能